

子ども・子育て支援事業計画策定について

(1) 子ども・子育て新制度とは？



■子ども・子育て関連3法に基づく制度のことを言います。

平成 27 年度から本格実施される見込みであり、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく新しい仕組みです。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

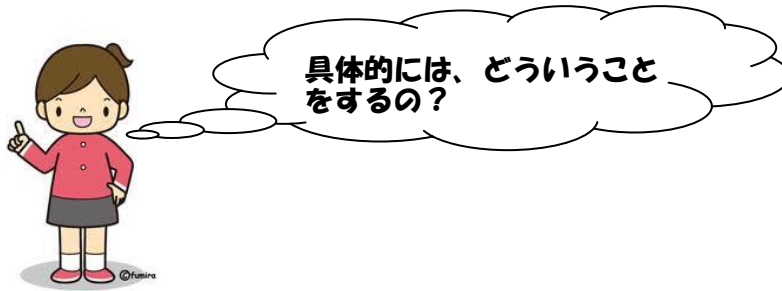
(2) 子ども・子育て新制度のねらいとポイントは？

新制度のねらい

「総合性」を担保するための「幼保一体化の推進」「小学校教育との円滑な接続」「量を確保するための基盤整備(民間の誘導)」など「地域子育て力の再構築」が、求められます。

- ①質の高い幼児期の学校教育、保育の「総合的な」提供
- ②保育の「量的」拡大・確保
- ③「地域の」子ども・子育て支援の充実





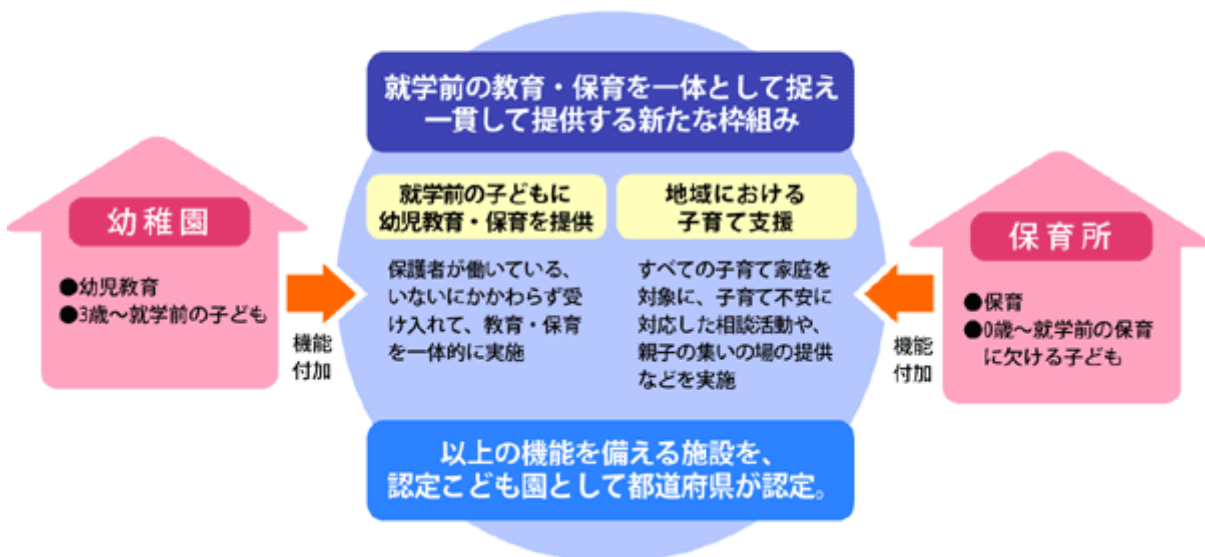
■幼稚園と保育園の良さをあわせもつ【認定こども園】制度の改善、普及の促進

【認定こども園】は、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設です。保護者の就労の有無にかかわらず利用できる施設です。また、園に通っていない子どもの家庭も含め、子育て支援を受けることができます。

これまでの幼保連携型認定こども園では、幼稚園・保育園それぞれに設立の認可などが必要でした。しかし、新たな幼保連携型認定こども園については、二重行政を解消し、認可・指導監督・財政措置等が一本化されます。

■ 認定こども園のイメージ ■

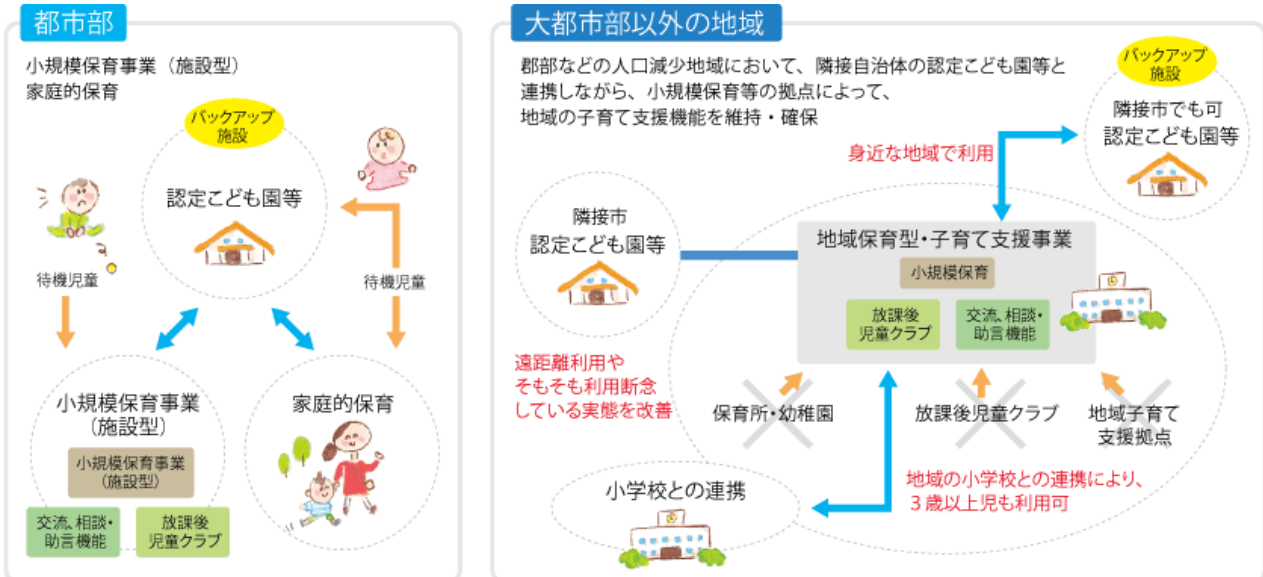
- 1 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)
- 2 地域における子育て支援を行う機能
(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



■保育環境の計画的な整備

地域のニーズを踏まえ、市町村は認定こども園、保育所、そして、小規模保育などの地域型保育を計画的に整備します。これによって、都市部では待機児解消を、子どもが減っている地域では、保育機能の確保を図ります。また、どの地域においても、多様な保育を充実させます。

■小規模保育等の活用による子育て支援機能の充実(イメージ)■



■地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実

すべての家庭を対象に、親子が交流できる拠点を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な下記の子育て支援を充実させます。

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ(学童クラブ)
- 妊婦健診

(3) 財源については？

「社会保障と税の一体改革」の中で、消費増税によって確保する約7千億円が、この新制度に充てられることとなっています。この財源によって、施設整備の促進など、保育の「量」の拡大や、職員の処遇の改善など、保育の「質」の向上を図ることとされています。

また、将来的には、1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するとしています。

社会全体で子ども・子育てを支えるための制度なんだ！



(4) 新制度のポイント

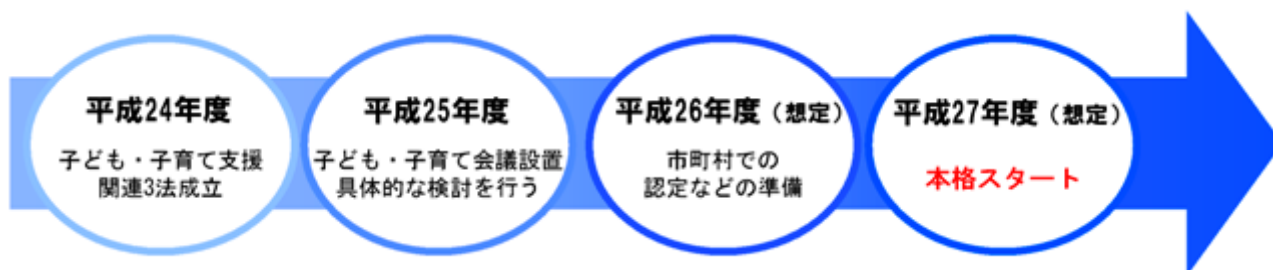
新制度のポイント

介護保険制度導入時と同様に、確実に制度をスタートさせ、軌道に乗せられるよう、実務的な準備を周到に行う必要があります。

- ①市町村が実施主体(第2次分権改革の一環)
- ②社会全体による費用負担(社会保障・税一体改革により財源確保)
- ③「保育の必要性の認定」の導入(公平性の確保が課題)
- ④施設型給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業の3種類の創設
- ⑤「保育・教育提供区域」の導入(生活圏域の設定)
- ⑥市町村子ども・子育て会議の設置(市民の声の反映)

(5) いつから、どのようになるの？

「子ども・子育て支援新制度」の実施にあたっては、平成25年に国に設置される「子ども・子育て会議」で、より具体的な検討を進め、消費税率の10%への引き上げの時期を踏まえて、早ければ平成27年度をめどに、新制度による支援が本格的にスタートする予定です。



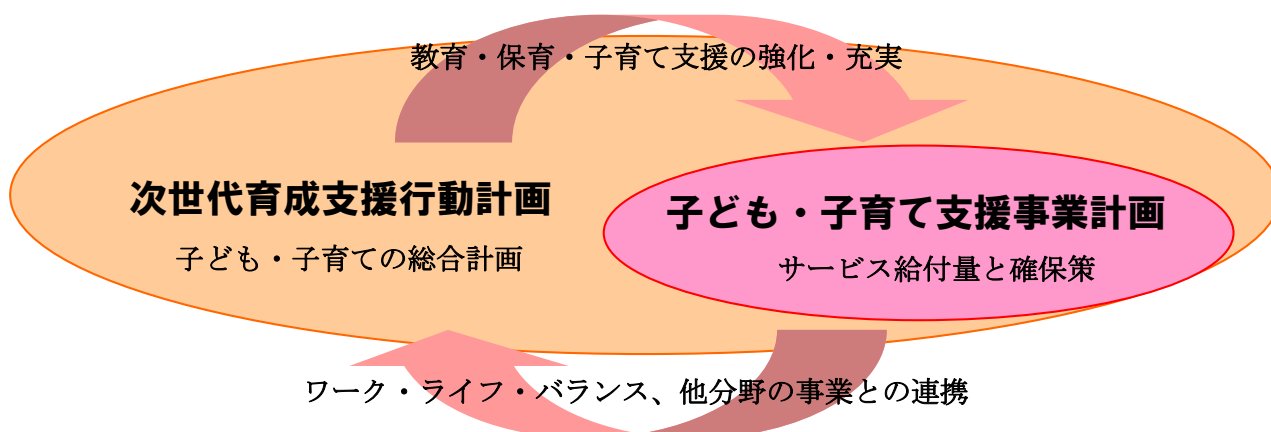
(6) 本市の取り組み

市町村は「子ども・子育て支援法」に基づき、地域の保育需要をはじめとした様々な子育て支援サービスのニーズを把握し、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなっています。

■「子ども・子育て支援事業計画」とは

- 「次世代育成支援行動計画」は子ども・子育てに関する総合計画の役割を持ちます。
- 「子ども・子育て支援事業計画」は「子ども・子育て支援事業計画」は、「毎年度」の「区域ごと」の「教育・保育サービスの利用量(定員総数等)」を定める「事業計画」です。国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。
- これを「介護保険法に基づく『介護保険事業計画』」と「老人福祉法に基づく『老人福祉計画』」との関係に類似するものと考えており、事業計画の策定にあたっては法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」のみならず、山陽小野田市における子ども・子育て支援施策全体の将来ビジョンを描きます。

■「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の関係■



[類似関係にある福祉計画]



老人福祉計画 (老人保健福祉計画)

介護保険事業計画

■事業計画策定のポイント

- 「**山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画**」の策定に向けては、国の「子ども・子育て支援事業計画基本指針」に沿って、必須記載事項、任意記載事項の内容を検討するとともに、これまでの「**さんようおのだ子育て元気プラン2010**」の**各施策の検証を行い、その継続性を担保**していくことが重要になります。その際、子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援行動計画のすべてを網羅するものではないため、その分析・評価を踏まえて、引き継いでいく施策や事業などを検討していきます。
- この点を踏まえ、市の関連計画との整合を図った上で、市の子ども・子育て支援に関する新しい**基本理念・施策体系を構築**していきます。

“さんようおのだ子育て元気プラン2010”の成果と課題を踏まえた包括的な子ども・子育て支援の枠組みの構築



※国の子ども・子育て会議での議論の動向を踏まえつつ、山陽小野田市の関連計画との整合をとりながら、記載内容を検討します。



次世代育成支援山陽小野田市行動計画の基本目標に沿った計画づくり

- 山陽小野田市次世代育成支援後期行動計画における基本目標
- ①子どもを健やかに生み育てることができるまちづくり
 - ②子どもを持つ家庭が安心して子育てできるまちづくり
 - ③男女ともに子育てと仕事が両立できるまちづくり
 - ④子どもがいきいきと育つまちづくり
 - ⑤子どもの人権を尊重する安全なまちづくり

- 山陽小野田市における関連計画の策定状況
- 第一次山陽小野田市総合計画基本計画改訂版
 - 第5期山陽小野田市高齢者福祉計画
 - 山陽小野田市障害者基本計画
 - さんようおのだ男女共同参画プラン改定版

子ども・子育て支援事業計画基本指針（案）における計画記載事項

<必須記載事項>

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

<任意記載事項>

1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
2. 子どもに関する専門的な知識や技術を有する支援に関する都道府県が行う施策との連携
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(7) 子ども・子育て会議とは？

事業計画への子育て当事者等の意見反映や計画推進にあたっての施策の実施状況等について調査審議する附属機関として子ども・子育て会議の設置が求められています。

本市においては、議会で設置に関する条例化を行い、法に基づく正式な会議として発足しました。

子ども・子育て会議の役割

次の事項に関し、市に意見を述べていただきます。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定および変更に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設(施設型給付を受ける保育所、幼稚園、認定こども園)の利用定員の設定に関すること。
- (3) 特定地域型保育事業(施設型給付を受ける小規模保育や事業所内保育等の事業)の利用定員の設定に関すること。
- (4) 山陽小野田市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項および当該施策の実施状況を調査審議すること。